平成２９年（フ）第４１５号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１
汀良市営住宅２―802号
破産者　桃原　康子（旧姓汾陽）
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1784番地の10
新垣ビル201
破産者　砂川　泰勇
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1784番地の10
新垣ビル201
破産者　砂川ハツエ
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３９号
沖縄県那覇市字真地224番地１　コーポ桂103
破産者　勢頭健一郎
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４３号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目123番地14、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅２丁目２番15号　パークサイド青雲202
破産者　我如古　弘
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４６号
沖縄県那覇市松川２丁目４番15号　ＮＦＳ松川　203
破産者　島袋　稔子
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５０号
沖縄県那覇市与儀１丁目14番12号　島アパート３－Ｃ
破産者　上原有果莉
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５７号
沖縄県那覇市識名３丁目１番46号　ヒルズコートＡ　４－Ｄ
破産者　荻堂　伸孝
１　決定年月日　平成30年５月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第６０５号
東京都足立区綾瀬３―26―２
再生債務者　高畑　智和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第１１号
山形県鶴岡市城南町９番34―401号　県営城南アパート
再生債務者　三浦　朱美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（再イ）第２７号
群馬県太田市由良町1010番地８　ピアチェＢ―202号、前住所群馬県桐生市梅田町１丁目671番地の２
再生債務者　窪塚　智也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月22日　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（再イ）第８２５号
東京都東久留米市本町４－２－９
再生債務者　栗山　佳也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第２８号
静岡県富士市中之郷3246番地の１　ヴィラ富士川102号
再生債務者　信濃　　類
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２９年（再イ）第８５７号
東京都杉並区和泉１―30―27　タウンパレス21―103
再生債務者　松島　　渉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８８４号
埼玉県新座市野火止８―19―11―210（住民票上の住所）長野県岡谷市川岸中１－３－25
再生債務者　三澤　史典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８号
山形県鶴岡市下山添字中通44番地10
再生債務者　池田　浩明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（再イ）第７５号
埼玉県八潮市大字南後谷719番地３　メロディーハイム草加202
再生債務者　組田　　環
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第９０号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目15番37号　メゾンフェリカ102
再生債務者　野々村和磨
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第１３４号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区１棟704号
再生債務者　平野　弘幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
千葉地方裁判所松戸支部民事部